

千葉県警察本部新庁舎建設等事業 実施方針等に関する質問への回答

平成16年8月31日

千 葉 県

平成16年8月2日(月)から8月11日(水)までの間で受け付けた実施方針等に関する質問及びその回答を公表します。

合計で158件のご質問、ご要望を頂きました。沢山のご質問等、ありがとうございました。

回答は、現時点での考え方を示したものであり、最終的には、入札公告時に確定します。

また、回答作成に当たり、質問の順序については編集しておりますので、質問者毎の並びにはなっておりません。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
1	実施方針	質問	2	第1	1	(5)	イ、ウ	<p>今回発表資料では以下の業務内容/範囲が判別しづらいように思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新庁舎に関する業務」と「特殊機器に関する業務」と一般業務システム（PFI対象外） ・指令通信システム、警備部会議室、刑事部会議室 ・特殊機器の製作、設置業務及び関連業務 ・特殊機器の保守業務のその他一切の保守業務 ・新庁舎に関する業務及び特殊機器に関する業務における引渡し業務 <p>平成16年12月中旬の設計図書有償配布以前に、上記内容を発表いただける予定はありますか。</p>	今後、各システム別に要求水準書(案)を公表致しますので、その中でご確認下さい。
2	実施方針	質問	2	第1	1	(5)	ア(ウ)c	<p>広報センターの企画・立案をするために、現在ある広報センターの見学者案内業務等の内容をご教示ください。</p>	<p>現在、県には広報センターはありません。業務の詳細については要求水準書(案)(施設整備・維持管理・運営編)第2施設整備業務6広報センター整備業務及び第4運営業務4広報センター運営業務をご確認下さい。</p>
3	実施方針	質問	2	第1	1	(5)	ア(ウ)	<p>福利厚生施設運営業務、喫茶店運営業務は独立採算施設として考えているとなっております。これら施設の利用者はどのように想定されていますか。例えば利用者層(職員のみ、外部利用可)や具体的な料金設定についてご教示ください。</p>	<p>福利厚生諸室は職員のみを想定しております。喫茶店は外部からの出入りが可能で一般利用を想定しています。料金については今後、入札公告時に例示いたします。</p>
4	実施方針	質問	2	第1	1	(5)	イ	<p>「国及び県が従来方式で整備するシステム以外のシステム」とは具体的にどのようなシステムを指すのか御教示下さい。</p>	今後、各システム別に要求水準書(案)を公表致しますので、その中でご確認下さい。
5	実施方針	質問	2	第1	1	(5)	イ(ア)	<p>「b. 特殊機器の製作、・・・関連業務(県下の各警察署等への設置及び関連業務を含む)」とありますが、「各警察署等」には警察署以外のどのような施設が対象となるのか具体的に御教示下さい。</p>	今後、各システム別に要求水準書(案)を公表致しますので、その中でご確認下さい。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
6	実施方針	質問	2	第1	1	(5)	イ(7)	「b. 特殊機器の製作、・・・関連業務(県下の各警察署等への設置及び関連業務を含む)」とありますが、県下の各警察署等への設置に付随する関連業務の内容について具体的に御教示下さい。	今後、各システム別に要求水準書(案)を公表致しますので、その中でご確認下さい。
7	実施方針	質問	3	第1	1	(6)		所有権が移転する施設等には、特殊機器は含まれますか。 (特殊機器も竣工後所有権を千葉県殿に引渡すと考えてよろしいですか。) なお、上記の場合の契約形態はどのような形態になりますか。	基本的にはお見込みのとおりです。具体的には事業契約書(案)で明示します。
8	実施方針	質問	3	第1	1	(8)		特殊機器の整備に関する業務に係わる費用の割賦方式では、1回当たりの支払い金額が上下変動することは可能ですか。 (初年度は多めに、その他の年度は少なめになど) 保守管理に関する業務に係わる費用の支払いでは、1回当たりの支払い金額が上下変動することは可能ですか。 (大幅な機器メンテが発生する年度は多めに、その他の年度は少なめになど)	基本的にはサービス料は平均した額の割賦払いです。詳細は入札公告時に明示します。
9	実施方針	質問	3	第1	1	(9)		予定事業スケジュールにて施設の運営に関する業務の a . 警備業務と b . 受付案内業務が記載されてません。ご教示下さい。	警備及び受付業務は平成 4 1 年 3 月までの約 2 0 年間です。
10	実施方針	質問	3	第1	1	(9)		広報センターの運営、特殊機器の保守管理については約10年との表記がありますが、その後の対応はどのようにお考えでしょうか。県からの直接発注になるのでしょうか。あるいは、SPCからの随意契約等になるのでしょうか。	県からの従来方式の委託を予定しておりますが、詳細については、事業契約書(案)において明示します。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
11	実施方針	質問	3	第1	1	(9)	イ、ウ	イ 南庁舎の解体と ウ 施設等の建設が各々別々にスケジュールを設定されていますが、施設等の建設完了時期を遵守すれば、南庁舎の解体時期が多少ずれてもかまいませんか。	国庫補助対象予定事業であり、補助事業となれば、基本的に解体、建設工事のスケジュール変更は行えないものとします。
12	実施方針	質問	3	第1	1	(9)	キ、ク	広報センターの運営及び特殊機器の保守管理は事業期間が約10年とありますが、その理由をお教えてください。	現在、各警察本部で整備されている広報センターを参考に特殊機器と同様にITに関するリスクが高いと判断したためです。
13	実施方針	質問	4	第1	1	(11)		事業期間終了時の措置は、入札説明書で示されるとともに、事業契約書で詳細を規定すると考えてよろしいですか。 また、入札説明書では移管業務の費用負担の考え方を説明いただけますか。	事業期間終了時の措置等については、事業契約書(案)において明示します。
14	実施方針	意見	6	第2	2			VE 審査結果の通知が4月の下旬で4月の下旬に提案書受付のスケジュールとなっておりますが、実質1ヶ月無い状況でVE 結果に対して提案書等を修正を行うことは難しいため、ご配慮願います。	要望事項として承ります。
15	実施方針	意見	6	第2	2			VE 審査結果の通知(平成17年4月上旬)から提案書の受付(平成17年4月下旬)まであまり時間がないので、VE 審査結果の通知を極力早めていただきますようお願いいたします。 また、可能であれば平成16年12月中旬に予定されています設計図書の有償頒布も資格審査にこだわらず、前倒しにて行ってくださるようお願いいたします。	要望事項として承ります。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
16	実施方針	意見	6	第2	2			設計図書有償頒布等から、1回のみであるVE提案に関する質問受付までの期間が年末年始の休暇を除くとほとんど無い可能性があります。大規模建築物の図面の検討を考慮いただき、また競争の透明性を確保する為にも、営業日で3週間程度の事業者側の検討期間を取って頂きたくご配慮お願いいたします。	要望事項として承ります。
17	実施方針	意見	6	第2	2			VE審査結果の通知から、提案書の受付までの期間が半月程度しかなく、入札金額への反映、及び、提案内容の変更等が満足に行うことができなくなる可能性があります。できれば、一ヶ月程度時間を取っていただくようご配慮願います。	要望事項として承ります。
18	実施方針	質問	9	第2	3	(12) (13)		県が行うヒアリングは審査の一環ですか。それとも審査には影響しないものでしょうか。	ヒアリングは提案についての不明な点などをお聞きするものであり、その結果は、審査に影響する場合があります。
19	実施方針	質問	9	第2	3	(15)		基本協定、仮事業契約、事業契約の案文はそれぞれいつ公表いただけますか。 基本協定の締結スケジュールは平成17年7月頃と考えて良いですか。 基本協定は民間事業者と締結するとありますが、それぞれの民間事業者との締結になりますか。 事業契約は、議会で修正がなければ、仮事業契約と同じ内容のものですか。	入札公告時に基本協定（案）、契約書（案）を公表予定です。基本協定の締結は平成17年6月の落札者の決定及び公表後すみやかに、応募グループ（代表企業と構成員の連名）と締結します。仮契約後、双方から申し出がない場合、県議会終了後自動的に本契約とする予定です。
20	実施方針	質問	9～10	第2	4	(1)		代表企業のSPCへの出資に関する要求事項（出資者中出資比率が最大とする等）はありますでしょうか。	代表企業のSPCへの出資に関する要求事項については特に決めていませんが、詳細については、基本協定書（案）において明示します。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
21	実施方針	質問	9~10	第2	4	(1)		「施設の建設」、「施設の維持管理及び運営」、「特殊機器の整備及び保守管理」の各業務を実施する「応募グループ」の企業は、「構成員」あるいは、「協力企業」のいずれであっても良いと理解してよろしいでしょうか。また、「施設等の維持管理」、「福利厚生諸室、喫茶店運営」の期間が20年、「広報センターの運営」、「特殊機器の保守管理」の期間が10年と異なります。「広報センターの運営」、「特殊機器の保守管理」の業務を行う「構成員」もしくは「協力企業」は、10年後の業務終了後、「応募グループ」から脱退することができるという考えでよろしいでしょうか？	各業務を行う企業が応募グループの構成員が協力企業となるかはいずれであってもかまいません。10年間で業務を終了する企業であっても、構成員として出資する場合はSPCへの出資者としての責任を保持することになります。詳細は、事業契約書(案)において明示します。
22	実施方針	質問	9~10	第2	4	(1)		応募者は特殊機器の整備及び保守管理の業務を加えた単体企業又は複数企業でなければならないのでしょうか。	ご質問のとおりです。
23	実施方針	質問	10	第2	4	(1)	イ	イ 応募企業又は応募グループの構成員はSPCに対して出資するものとする。その出資比率の合計は全体の50%とする」とありますが、この全体とは何を意味していますか。代表企業単独で50%以上の出資をしてはいけないという意味でしょうか。	全体とは、出資額の合計です。応募グループの構成員が合計で50%を超えることが条件となります。なお、詳細については、入札説明書で明示します。
24	実施方針	質問	10	第2	4	(1)	オ	応募企業の構成員及び協力企業は他の応募者に参加することはできないとありますが、特殊機器の整備、保守管理業務で、実績を有するに値する企業は5社ほどしかないと思われます。そうであれば本事業は5グループしか応募出来ないということでしょうか。	本事業では、事業内容や施設規模等を勘案し応募者の資格要件の設定を行っています。従って、資格要件に該当する応募者からの積極的な応募を求めます。
25	実施方針	質問	10	第2	4	(1)	オ	「オ 応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業は、他の応募者に参加することはできない」とありますが、仮に特定の数社しか技術的に対応できない仕様で、かつその特定の数社が他の応募グループの構成員であった場合は、別の応募グループがその特定の数社に委託、またはそこから購入することは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
26	実施方針	質問	10	第2	4	(2)		応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業は、ア建設業務に当たる者、イ維持管理及び運営業務に当たる者、ウ特殊機器の整備及び保守管理に当たる者に限定されるのでしょうか。	(2)応募者の構成員等の資格要件は、ア建設業務に当たる者、イ維持管理及び運営業務に当たる者、ウ特殊機器の整備及び保守管理に当たる者に対する要件です。従って、総合商社や金融機関が応募グループの構成員等になることを妨げる規定ではありません。
27	実施方針	質問	10	第2	4	(2)	ア	建設企業が共同企業体(JV)を組成して参加する場合、(ウ)及び(エ)記載の資格要件は、JV幹事企業のみが充足していれば良いのか、或いはJVを組成する全ての企業が充足する必要があるのか御教示下さい。	共同で一つの建設業務に当たる場合、幹事企業(最低1社以上)が資格要件を満たす必要があり、要件を満たした者が応募グループの構成員又は協力企業となります。JVの構成員については特段の制限はありません。
28	実施方針	質問	10	第2	4	(2)	ア(ウ)	JV代表構成員以外の構成員について建築一式工事1200点以上で延べ面積10,000㎡以上の官公庁舎又はこれに準ずる施設を元請として施工した実績のある者の条件をみたくする必要がありますか。	応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業は、建設業務に当たる者の中で建築一式については1,200点及び延べ面積10,000㎡以上の官公庁舎又はこれに準ずる施設を元請として施工した実績のある者が必須の要件です。
29	実施方針	質問	10	第2	4	(2)	ア(イ)	建築一式工事企業の参加要件で、延べ床10,000㎡以上の官公庁舎又はこれに準ずる施設を元請けとして施工して実績がある者とありますが、元請けというのはJVのサブであっても宜しいですか？その場合JV構成比率の制限はありますか？	JV出資比率が20%以上の企業については、JV受注実績を実績と見なします。
30	実施方針	質問	10	第2	4	(2)	ア(イ)	「官公庁舎またはこれに準ずる施設」とありますが、「これに準ずる施設」とは具体的には「延べ面積10,000㎡以上の民間のオフィスビル」も含まれると解釈してよろしいでしょうか。	官公庁舎に準ずる施設ですので、民間オフィスビルは含まれません。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
31	実施方針	質問	11	第2	4	(2)	イ(ウ)	維持管理業務に当たる者の資格要件中、(ウ)に示されている官公庁とは、公共施設あるいは公的な施設、あるいは第3セクターの施設と考えてよろしいでしょうか。また、(ウ)の文中において「官公庁」と「官公庁舎」の表現がありますが、同義と考えてよいでしょうか。	「建設清掃」及び「建設設備保守」、「警備・受付」の各業務実績の対象は官公庁舎とします。
32	実施方針	質問	10	第2	4	(2)	イ(イ)	維持管理業務に当たる者は、(イ)に示されている「建物清掃」「建築設備保守」「警備・受付」の各業務を一社で登録している必要がありますでしょうか。それとも、登録している業務別に複数の企業が集まってグループを構成することでもよろしいでしょうか。	1社で構成することも、グループを構成することも可能です。
33	実施方針	質問	10 ~ 11	第2	4	(2)	イ	維持管理業務のうち、建築物および設備の修繕業務については、建設業務に当たる者の資格要件を満たす企業において実施することでもよいでしょうか。	建築設備保守業種の資格要件を満たす構成員もしくは協力企業の業務範囲と考えています。
34	実施方針	質問	11	第2	4	(2)	イ(ウ)	「延べ面積10,000㎡以上の官公庁の業務実績」とは、1物件の延べ面積が10,000㎡以上、ということでしょうか。	ご質問のとおりです。
35	実施方針	質問	11	第2	4	(2)	ウ(ウ)	(ウ)記載の「類似のシステム」についての定義(類似システムと認める対象範囲)を具体的に御教示下さい。	通信指令システムと類似のシステムは119番指令システム、警備部・刑事部会議室と類似のシステムは、国及び都道府県が整備する総合防災等の会議システムを想定しています。また、個々の提出された資料を検討して判断いたします。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
36	実施方針	質問	11	第2	4	(3)	リ	建設業法の規定による営業停止命令を受けた者とありますが、時期等規定がありましたらお教えてください。	営業停止期間を対象とします。 なお、資格制限を「営業停止命令を受けている者」に訂正します。
37	実施方針	質問	12	第2	4	(5)		入札時までに参加資格要件を欠くような事態が発生した場合は失格とすると思いますが、失格となるのはグループ全体でしょうか？それとも参加資格要件を欠くような事態を起こした代表企業、構成員、または協力企業だけでしょうか？また各企業だけであれば失格したのちに変更は可能でしょうか？	各業務ごとに定められた参加要件を1カ所でも満たさなければ、応募グループを失格としますが、やむを得ない事情が生じた場合は県が協議に応じる場合もあり得ます。
38	実施方針	質問	12	第2	4	(5)		入札後に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は基本協定書で定めるとありますが、確認基準日の最終期限は何時までになりますでしょうか。入札後に失格となることがあるのでしょうか、又、落札日以降は確認基準日から外れるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に基本協定書（案）を公表する予定です。 （例えば応募者グループの構成員が、入札後に破産したため、必要業務の履行が不可能となった場合等は、事業契約を締結しないこともあり得ます。）
39	実施方針	質問	12	第2	4	(5)		「入札後に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応については、基本協定書で定める。」とありますが、これは、基本協定書（案）が要項と同時に公表され、その中に明文化されるということでしょうか。	入札公告時に基本協定書（案）を公表する予定です。
40	実施方針	質問	12	第2	5			審査及び選定に関する事項につきまして、審査における配点方法は例えば、審査1位を満点として他あらかじめ定められた配分で得点付けする方法、審査員ごとに得点をつけ合計得点を算出するなど様々な方法が考えられますが、この方法は事前に具体的に公表されますか。	入札公告時に落札者決定基準の中で明示します。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
41	実施方針	意見	12	第2	5	(1)		事業計画の提案書審査に当たり地域経済・地域社会への貢献度を、県としては考慮すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。	要望事項として承ります。
42	実施方針	質問	12	第2	5	(2)	ア(イ)	経験等の審査に於いて、特殊機器の整備についての経験については一次審査の対象とならないのでしょうか？ 対象とならない場合は理由もご教授ください。	(ア)において参加資格要件を審査します。特殊機器については、本事業と同種の特殊機器若しくは類似システムの実績が要件になっています。
43	実施方針	質問	13	第2	5	(5)		入札公告時等において、入札上限価格（PSCと解釈）は公表されるのでしょうか。	予定価格の公表の是非について検討しています。
44	実施方針	質問	13	第2	6	(1)		本項に「契約に至らなかった応募者の提案書類については、民間事業者の選定以外には使用せず、事業者の選定後、返却する。」という記述がある一方、「VE提案要領（案）P.4第9 責任の所在」に「県の指示によりSPC以外の入札参加者が提案したVE提案を採用することになった場合は、・・・」との記述があります。契約に至らなかった応募者の提案のうち、VE提案のみが例外で事業計画提案、維持管理提案、運營業務提案等については実施方針6（1）著作権に基づき民間事業者の選定以外には一切使用されることなく、応募者のアイデア・ノウハウ・著作権は保護されるという理解でよろしいでしょうか。	VE提案要領（案）4ページ「第11 提案内容の保護」のとおり、「VE提案の採否に係わらず、その提案が一般的に使用されている状態であると県が文書その他で合理的に判断できる場合は、県は無償でその提案を使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。」としております。
45	実施方針	質問	14	第3	1	(2)		別紙-1のリスク分担表（案）の区分が大枠であるため、最終的なリスク分担を事業契約で本業務の実態に合わせた検討をする場合、リスク分担表の区分では齟齬が発生すると思われる。事業契約を検討する際、リスク分担表が明らかに合理的でない場合は、柔軟にご対応いただくことは可能でしょうか。	実施方針に記載しているリスク分担表（案）は基本的な考え方を示すもので、詳細は契約書（案）に明示します。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
46	実施方針	意見	14	第3	1	(3)		総保険コストを低減するために、県と事業者双方の付保内容/範囲を事前に検討することをご提案致します。	要望事項として承ります。
47	実施方針	質問	14	第3	3			S P Cの債務履行に関する事項に記載されている事業契約の保証は、施設整備時の履行に対しての保証でしょうか。	施設整備時の履行保証に限るかどうかは、事業契約書(案)において明示します。
48	実施方針	意見	14	第3	4			モニタリングの実施の際には、要求水準書の既述をより具体的な項目に落とし、項目毎の水準達成のための業務の進み具合はどうか、項目毎の水準達成状況はどうかなどをモニタリングするのはいかがですか。	要望事項として承ります。
49	実施方針	意見	15	第3	4	(5)		事業者側に要求水準達成を意識付けるという減額の目的から考えて、SPCの経営基盤を揺るがすような減額は避けていただきたいと思います。 悪意がある場合は別として、減額に上限を設けるのは如何でしょうか。 要求水準を達成した上で、県業務に想定以上貢献することがあれば、支払額増額を行うことも検討いただくのは如何でしょうか。	要望事項として承ります。
50	実施方針	質問	15	第3	4	(5)		支払額の「減額」は、損害賠償の予定と解釈させていただいてよろしいでしょうか。 また、「減額」はS P Cの責に帰すべき事由がある場合のみと考えてよろしいでしょうか。	サービス対価の減額に対する考え方については事業契約書(案)で具体的に明示します。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
51	実施方針	質問	15	第3	4	(4)		県が実施するモニタリングにかかる費用のうち、SPCが負担するその他の費用について具体的に御教示下さい。	事業契約書(案)において明示します。
52	実施方針	質問	16	第4	3			主要用途として、留置場などの仮収容施設も含まれるのでしょうか。	留置場を整備する予定です。
53	実施方針	質問	18	第6	1、2			県に債務不履行があった場合はSPCは解除できると規定がある。これに対して県は「SPCの事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合」に解除できるものとされ、解除の条件の差が大きいと考えます。両者ともに民法で一般的な、債務不履行を解除条件としていただけますか。	解除事由の詳細については、公平性・妥当性に留意して、事業契約書(案)で明示します。
54	実施方針	質問	18	第6	1、2			「合理的損害」は、民法で定める「通常損害」と考えて良いですか。	お見込みのとおり、民法等の法令に従って求められる賠償額を想定しています。
55	実施方針	質問	18	第6	4			県と金融機関との間で直接協定が締結されるとの理解でよろしいでしょうか。	落札者の提案する資金調達方法が、プロジェクト・ファイナンス(リミテッド・リコース)の場合には、金融機関と直接協定等を結ぶ予定です。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
56	実施方針	意見	19	第7	3			補助金導入が検討されておりますが、提案時に事業者が提示した補助金額が国の補助率変動等に関わらず変動しない形での対応をお願い致します。又、支払時期についても明確に規定頂くようお願い致します。	要望事項として承ります。
57	実施方針	質問	19	第7	3			本事業は、国庫補助対象事業であり建設費に対する国庫補助金の導入に向けて準備を進めているとありますが、どのような事業に対する補助であり、貴県よりSPCへの補助金対象部分の金額の支払いはいつ頃なるか、また支払方法はどのようになるかをご教示ください。	庁舎本体のみが国庫補助対象予定であり、補助事業となれば従来どおり出来高払いになる予定です。
58	実施方針	質問	23	別紙-1	契約リスク			事業契約を締結できない場合、作業も開始されず、また、千葉県にも支払義務は生じないため、両者共に特にリスクはないのではないかと考えます。また、契約締結が遅れることの帰責性を決めることは困難ではないでしょうか。契約を締結できない場合にSPCが本商談に参加できないリスク、千葉県にてSPCを利用できないリスクをそれぞれ自らが負担するという意味に理解してよろしいでしょうか。	事業契約の不締結・締結遅延リスクについては、基本協定書(案)で明示します。
59	実施方針	質問	23	別紙-1	内容変更リスク			県、事業者のいずれがリスクを持つということよりも、内容変更の際は両者で適切に変更事項を書面にて確認をすることがお互いにとって必要であると考えます。	リスク分担については事業契約書(案)で明示します。
60	実施方針	意見	23	別紙-1	法令変更リスク 税制変			「広く一般に適用される法令の変更や新規立法」のリスク及び「法人に課される税金のうちその利益に課されるものの税制度の変更」のリスクは予想しえない範囲があまりにも広いと、事業者への負担はご容赦頂きたく存じます。	リスク分担については事業契約書(案)で明示します。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
61	実施方針	質問	23	別紙-1	税制変更リスク			「当該事業に関する新税の成立や税率の変更」には、消費税率の変更も含まれると考えてよろしいですか。	リスク分担については事業契約書（案）で明示します。
62	実施方針	意見	23	別紙-1	許認可リスク			本事業に必要な許認可については、お互いに漏れがないよう、共同で洗い出しをお願い致したく存じます。	要望事項として承ります。
63	実施方針	質問	23	別紙-1	環境リスク			環境リスクのうち「電波障害」については、設計まで完了している段階なので、県のリスクと考えられますが、いかがでしょうか。	事業者からの提案により建設工事期間中の電波障害の範囲が変更になる可能性も考えられますので、事業者のリスクと考えております。 なお、詳細なリスク分担については事業契約書（案）で明示します。
64	実施方針	意見	23	別紙-1	環境リスク			千葉県が土地を提供する今回のケースの場合、千葉県も土地に関する環境リスクを一定程度持っていただくことが妥当ではないかと考えますが如何でしょうか。	環境リスクとして記載している内容は、事業者が行う業務に起因する環境問題を対象としているため、これらのリスクは事業者側であると考えています。
65	実施方針	質問	23	別紙-1	第三者賠償リスク			「第三者賠償リスク」には、県が第三者から訴え等を受けて、賠償すべき場合も含まれるのでしょうか。すなわち、県が第三者に対して支払った賠償金についても事業者が負担すべきとの趣旨も本項には含まれているのでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
66	実施方針	意見	23	別紙-1	物価変動リスク			事業者のコスト/金利が、サービス対価の支払い方法で 사용되는物価変動、金利変動指数と異なる場合は、千葉県とご相談の上、別の指数を定めることをご検討願います。	事業者のコスト/金利については、入札価格に反映されるため、これらを含めて総合的に評価を行い民間事業者を選定することとしています。評価方法については、落札者決定基準を公表します。
67	実施方針	意見	23	別紙-1	金利変動リスク			本事業は事業期間中に事業範囲の縮小・拡大や契約変更の可能性等があり、また資金調達上相応の力が求められる事業システムと想定されるため、サービス対価支払いに係る基準金利決定日については施設供用開始日直前とするなど、PFI事業者に過度の金利変動リスク負担が生じない公募システムとして頂くことを要望します。	要望事項として承ります。
68	実施方針	意見	23	別紙-1	金利変動リスク			サービス対価の支払方法は意見招請を踏まえて決定するとありますが、金利決定時期については、金利変動リスクを押さえる為（スワップを組むことで金利変動リスクを回避することを前提とした場合、金利決定から元本の発生までの期間が長くなるほど事業者が負う変動のリスクは大きくなります）なるべく事業開始時期に近い段階で決定して頂きたい。（運営開始2営業日前等）	基準金利決定日については入札公告時に明示します。
69	実施方針	質問	23	別紙-1	不可抗力リスク			「不可抗力リスク」については、事業者に帰責性が無い以上、事業者の負担は無くしていただきたいのですが検討いただけますでしょうか。また、人為的な事象には、サイバーテロも含まれるとの解釈でよろしいですか。	不可抗力リスクについては、不可抗力により発生する増加費用を極小化する経済的動機付けを事業者にも持っていただくため事業者にも一部を負担していただきます。サイバーテロについてはお見込みのとおりです。
70	実施方針	質問	23 ~ 24	別紙-1				「事業者の責め」及び「公共側の要因による」以外の事由は、全て不可抗力リスクと同等と解釈して宜しいでしょうか。	詳細については、事業契約書(案)で明示します。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
71	実施方針	質問	23 ~ 24	別 紙- 1				事業者の責によらず、本事業が議会で否決された場合の帰責事由は県にあると理解して宜しいでしょうか。その場合、事業者側の応募に係る費用等は合理的な範囲で、支払われるのでしょうか。	帰責事由に応じて合理的な範囲を勘案して県及び事業者が負担することを予定しています。なお、基本協定書(案)の中で、事業契約書締結に至らなかった場合の費用負担について定める予定としています。
72	実施方針	質問・意見	24	別 紙- 1	工 事 監 理 リ ス ク			工事監理リスクについては、本件では県指定の設計監理業者であり、県のリスクと考えられますが、いかがでしょうか。	S P C が設計監理者に工事監理業務を委託することになりますので、工事監理リスクは事業者といたします。
73	実施方針	意見	24	別 紙- 1	工 事 監 理 リ ス ク			工事監理リスクを軽減するために、県と事業者間の中間設計段階の性能検査を提案させて頂きます。	要望事項として承ります。
74	実施方針	質問・意見	24	別 紙- 1	工 事 監 理 リ ス ク			工事監理業務は、県の指定する業者が行うことになっているため、工事監理リスクの負担者は県としていただきたい。 また、リスク負担者の変更が行われない場合、各構成員等は資格の無い業務に対してリスクを負担する事は困難な為に、工事監理者がその業務に応じたリスク分担を行うことも含めて事業を組み立てることとなると考えますが、県として制限はございますでしょうか？	No.72をご参照下さい。 なお、設計事務所はS P C に対し、工事監理に対して責任を負うこととなります。
75	実施方針	質問	24	別 紙- 1	瑕 疵 担 保 リ ス ク			特殊機器の瑕疵担保責任の期間は、引渡後一年間という解釈でよろしいですか。	事業契約書(案)において明示します。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
76	実施方針	質問	24	別紙-1	技術革新リスク			技術革新リスクについて帰責事由により事業者も負担する規定となっておりますが、当該事業者の提案を採用したのは貴県であり事業者の帰責とはならないのではないのでしょうか。どのようなケースを想定されているのでしょうか。	事業者に技術革新リスクを求めるケースとしては、特殊機器において技術革新に対応した技術提案を求めることなどです。詳細については、事業契約書(案)において明示します。
77	実施方針	意見	24、25	別紙-1	技術革新リスク			本事業開始(事業契約締結)の段階で期間内の代金が確定する以上、要求水準も契約時に確定されることとなります。そして、その場合、契約当時の技術については一定程度要求水準に反映されているものと考えます。技術革新リスクについては、いずれの当事者が負担するというのではなく、要求水準に含まれるものとして、必要な場合には要求水準の変更という形で対応いただく方が妥当と考えますが検討いただけませんか。	No.76をご参照下さい。
78	実施方針	意見	25	別紙-1	維持監理費増大リスク			公共側の指示以外の要因による保守費の増大には、SPCに帰責性がある要因以外も可能性が含まれていると読めます。しかしながら、事業者に帰責性が無い以上、事業者に帰責性の無い要因についての事業者の負担は無くしていただきたいのですが検討いただけますでしょうか。	要望事項として承ります。
79	実施方針	質問	25	別紙-1	施設損傷リスク			施設損傷リスクの事故落雷は、P23の不可抗力と同じと考えて良いのでしょうか。	落雷のうち、社会通念上要求される一切の注意や予防方法を講じても、損害を防止できないものについては不可抗力と同じと考えてください。なお、詳細については事業契約書(案)で明示します。
80	実施方針	質問	25	別紙-1	運営業務リスク			運営業務リスクの範囲は、「施設の運営に関する業務」(2ページ・ア(ウ))に関することと限定してよろしいですか。	ご質問のとおりです。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
81	実施方針	質問	25	別紙-1	運営業務リスク			「事業者の提供する運営業務のサービスの内容が契約書に定める水準に達しない場合」は、P25の要求水準未達リスクと同じと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
82	実施方針	意見	25	別紙-1	運営業務リスク			本庁舎に勤務する職員数の増減による運営業務リスクは、事業者が制御できないリスクである為、県の負担としていただきたい。	事業契約書(案)において明示します。
83	実施方針	質問	25	別紙-1	性能確保リスク			性能確保は、要求水準達成と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書若しくは事業提案のどちらか高い方の水準になります。
84	実施方針	意見	25	別紙-1	移管手続きリスク			移管手続きリスクの負担者は事業者となっているが、「業務の移管に係る諸費用発生」等リスクの内容が入札時に判断しかねるため、県も負担者とし、帰責事由に応じた負担とするべきではないでしょうか。	ここで想定されているのは、業務移管費用や事業会社の清算に伴う評価損益発生など、業務移管に伴い発生が予想される費用についてであり、かかる費用は事業者側で負担していただきます。但し、ご指摘のようないずれかの帰責事由に基づき発生した不測の損害等については、必ずしも事業者に負担いただくものではなく、帰責事由に応じて負担することになります。詳しくは事業契約書(案)で明示します。
85	実施方針	質問	25	別紙-1	移管手続きリスク			移管業務内容は、入札説明資料で提示があると考えてよろしいですか。事業期間終了時の業務移管手続きは、移管先にも費用が発生すると考えますが、移管先の費用は本事業に含まないと考えてよろしいでしょうか。	移管業務における施設、設備の移転は想定していません。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
86	実施方針	質問・意見	28	別紙-4	1			通信指令システムの説明文を読むと、110番受理システム等基本システムは別途発注にて事業者を選定し、本事業の業務範囲は、110番情報管理システム等支援システムのみと読み取れるが、そのような理解でよろしいのでしょうか。 基本システムは既にあるシステムを継続的に使用なさるのでしょうか？その場合には、公平性・透明性の観点から、納入会社を公表いただければ幸いです。 また、新設の場合、基本システムの構築は誰が行うのでしょうか。	通信指令システムの基本システムは国で整備されます。本事業では県が行う支援システムを整備します。国が整備する部分についての詳細は回答できませんが、移設はないと考えています。
87	要求水準書(案)	質問	4	第1	8	(1)		「ウ 県の事由により業務内容の変更が必要とき。」とありますが、業務内容を変更する県の事由としてどのような事象等を想定しているのか御教示下さい。	本施設は警察本部であり、組織の改編等でセキュリティの関係上、入室制限が必要な部屋の増減が想定されます。その場合、清掃等の業務範囲が変更になることが想定されます。
88	要求水準書(案)	質問	4	第1	8	(1)		事業期間中に要求水準を見直す場合、別途定める予定の協議会において協議を行うものとされていますが、協議会には県とSPC以外の第三者(例えば学識経験者)の参加を考慮されますでしょうか。また、協議会における議決の方法は、どのように想定されておりますでしょうか。	協議会については事業契約書(案)の中で明示します。
89	要求水準書(案)	質問	4	第1	8	(2)		サービス対価の変更は、要求水準の変更だけに限られるのではなく、業務範囲の変更も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
90	要求水準書(案)	質問	4	第1	8	(2)		要求水準の変更に伴う契約更改については、その都度事前に公開されるものと考えてよろしいですか。	要求水準の変更に伴う契約更改については公表することを想定してはおりません。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
91	要求水準書 (案)	質問	4	第1	9			マニュアル作成に係る費用は入札価格に含めるものと捉えますが、マニュアル作成に係る業務量を詳細に判断する指標は、警察本部の危機管理マニュアル等を含め、別紙3以外に入札公告時に開示されるのでしょうか。	要求水準書別紙3にてマニュアル作成の費用を算定していただきます。なお、実際にマニュアルを作成していただき、警察本部の危機管理マニュアルと整合をとる処置を行います。
92	要求水準書 (案)	質問	4	第1	9			参考の別紙3のマニュアルで特に 及び については、機械警備システム（ローカル警備を含む）の導入が必要かと思われませんが、今回の業務対象には含まれておりません。どのように考えたらよろしいのでしょうか。	監視カメラ・センサー等は建設工事業務にて設置いたします。また、その監視は総合当直室にて警察官が行います。ただし、機器の維持管理は事業者にて行っていただきます。
93	要求水準書 (案)	質問	5	第2	1	(2)	I、オ	当施設に関して、井水、中水の利用等はないのでしょうか？ あるのであれば、各使用用途をご提示ください。	雨水や雑排水を処理して雑用水とし、便所洗浄水として利用することを計画しております。詳細につきましては後日、有償頒布いたします設計図書を参照ください。
94	要求水準書 (案)	質問	6	第2	3 4	(1) (1)	オ オ	原則として土日曜日及び祝日は工事をしないこととありますが、土曜日の作業は土工事、躯体工事等の作業は出来ないとの理解で宜しいですか？	千葉県環境保全条例に基づき実施することを基本とします。
95	要求水準書 (案)	意見	6、 7	第2	3 4	(2) (2)	カ カ、コ	実施設計が完了してからのPFI事業であるため、工事に直接起因する電波障害対策を除き、施設計画そのものに起因する同対策費については県の負担として頂くことを要望します。	PFI事業に含める考え方です。 なお、入札公告時に電波障害予測調査資料を公表する予定です。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
96	要求水準書 (案)	質問	6、 7	第2	3 4	(2) (2)	コ セ	解体時に発生した廃棄物等は事業者の責任・負担とされておりますが、県が想定していなかった地中埋設物については県の負担という理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
97	要求水準書 (案)	質問	7	第2	4	(2)	オ	事業者は、県と共同して地元説明を行い、工事工程等について地域住民の理解を得る、とありますが、実施設計が終了している現在、近隣への事前説明はどの程度行なわれてきたかご教示ください。また、今後行なう地元説明は主に工事説明との理解で宜しいでしょうか。	近隣への説明は行っておりません。また、地元説明は、「千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく説明となります。
98	要求水準書 (案)	質問	7	第2	4	(2)	リ	貴県が別途発注する機器等の搬入設置作業とありますが、別途発注する機器等が決められているのでしたらご教示ください。	詳細については、決まっておりませんが、大きなものとして交通管制システム、電話交換機、無線アンテナ、情報通信機器等があります。
99	要求水準書 (案)	質問	8	第2	6	(5)	イ	広報センターについて、事業者は、事業者の作成した企画書に基づき設計変更を行い、とありますが、現設計はスケルトン状態との理解で宜しいでしょうか。	天井・壁・床の仕上げ及び照明・空調・消火設備等は実施設計で見込んでおりますが、必要に応じて変更も認めます。
100	要求水準書 (案)	質問	9	第2	6	(6)	イ(オ)	画像データ、コンピュータソフト等の著作権および利用権についてどのようにお考えでしょうか。	事業契約書(案)において明示します。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
101	要求水準書 (案)	質問	10	第2	8			不動産取得税については事業者に課税されないという理解で宜しいでしょうか。	事業者が建設請負工事を発注する際、当該契約において事業者を原始取得者とする旨の特約を規定することかつ、完成後6ヶ月以内に未使用で県に最初の譲渡が行われたと判断された場合は、事業者には不動産取得税が課されないものと考えております。
102	要求水準書 (案)	質問	10	第2	8			(1) 基本的な考え方 において「所有権移転及び県の不動産登記に必要な手続き業務を事業スケジュールに支障が無いように”事業者の負担”で実施する。」とある一方で、 (2) 業務内容 においては「事業者は”県が行う”不動産登記申請に協力する。」とございますが、登記手続き業務は県と事業者のどちらの負担で実施されるのでしょうか。また、対象となる登記業務の内容について具体的に御教示下さい。	登記は県にて行いますが、そのための準備(書類等)の用意や司法書士の手配、申請手続きに要する費用は事業者の負担とします。
103	要求水準書 (案)	質問	11	第3	1	(2)	キ	「大規模修繕が発生しないよう業務を実施する」とありますが、これは、当該期間に亘り、大規模修繕(14ページの用語定義により、例えば、外壁のシーリングの全面更新、一部の設備機器の更新なども該当すると思われる)を一切不要とする設計仕様になっているということでしょうか。あるいは、必要とされる大規模修繕は県で別途行うが、事業者は自らの維持管理業務に起因して、大規模修繕が発生しないようにせよ、ということでしょうか。	事業者が起因する場合の大規模修繕以外で大規模修繕が必要となった場合は県の負担で修繕を行います。ただし、事業期間中は経年による大規模修繕が発生しないように事業者の維持管理で対応していただくように考えております。
104	要求水準書 (案)	質問	11	第3	1	(2)	キ	「事業期間中及び事業期間終了後1年以内に大規模修繕が発生しないように業務を実施する。」とありますが、「大規模修繕」とは何を指すのでしょうか。事業期間を考慮すると、施設の機能維持のためにさまざまな計画修繕が必要と思われるのですが、如何でしょうか。	要求水準書(案)14ページ「用語の定義」にて大規模修繕については定義しております。また、計画修繕は必要となります。 なお、計画修繕の詳細については入札公告時に明示します。
105	要求水準書 (案)	質問	11	第3	1	(3)		「～必要な一切の資料作成を行う。ただし、運営業務において独立採算として実施する維持管理業務は含まない。」と記載されておりますが、「運営業務において独立採算として実施する維持管理業務」とは具体的にどのようなものですか。	福利厚生諸室運営業務及び喫茶店運営業務に係る建築物保守管理、設備保守管理、清掃の各業務については事業者負担とし、独立採算に含めていただくことを想定しております。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
106	要求水準書 (案)	質問	11	第3	1	(3)		「運営業務において独立採算として実施する維持管理業務」とは、「福利厚生諸室運営業務及び喫茶店運営業務に関連する各諸室の管理及び廃棄物処理」を指すのでしょうか。	ご質問のとおりです。
107	要求水準書 (案)	質問	11	第3	1	(3)	ア～ウ	一般的に保守管理業務以外の修繕業務は、「補修・修繕（用語の定義：施設の劣化した部分もしくは部材または低下した性能もしくは機能を原状あるいは実用上支障の無い状態まで回復させること）」、「更新（一般的な定義：劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えること）」、「大規模修繕（用語の定義あり）」の3つに分類することができます。この業務内容のア～ウに記載されている事業者が行う「補修・修繕」とは、用語の定義通り修理などにより原状もしくは実用上支障の無い状態まで回復させることを指しており、それ以上の「更新」や「大規模修繕」については事業の範囲外であると考えてよろしいでしょうか？	用語の定義にて定義した「大規模修繕」以外は「補修・修繕」に該当します。事業者が起因する場合の大規模修繕以外で大規模修繕が必要となった場合は県の負担で修繕を行います。
108	要求水準書 (案)	質問	11 ～ 26	第3				建物、設備の保守管理ならびに外構維持、清掃、植栽維持業務を遂行する上での、入館、入室上の具体的な制限（例えば、セキュリティ上のエリア規制、時間規制等）があればご教示ください。	入札公告時に要求水準書の別添資料として提示する予定です。
109	要求水準書 (案)	質問	12	第3	1	(5)	オ	「防火管理については、事業者の管理に属する部分に係る防火管理は事業者が有するものとする。」と記載されておりますが、防火管理者の選任・届出及びその業務は事業者にて行うのでしょうか。	防火管理者には県の職員を充てることを想定しております。事業者は事業者の管理に属する部分（庁舎管理センター、広報センター、福利厚生諸室、喫茶店等）について防火管理を行ってください。
110	要求水準書 (案)	質問	13	第3	1	(6)	イ(ケ)	「業務に伴い排出されるごみ等は、事業者が責任を持って収集し、所定の場所まで運搬し、集積する。ただし、廃棄物処理に係る費用については県が負担する。」と記載されておりますが、廃棄物処理業者は今回の事業スキームへの係りと契約形態はどのようなお考えですか。 (事業者のコンソーシアムの構成企業がSPCの協力企業か、または県との直接契約か)	廃棄物処理業者との契約は県が直接契約することを想定しております。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
111	要求水準書 (案)	質問	14	第3	1	(8)	オ	補修・修繕では性能が回復しないことが判明し、設備機器の交換・更新が必要となった場合は「発注者」の負担と理解して宜しいでしょうか。	事業者に起因する場合を除いて、県の負担で行います。ただし、事業期間中は経年による設備機器の交換・更新が発生しないように事業者の維持管理で対応していただくように考えております。
112	要求水準書 (案)	質問	15	第3	2	(3)		「建築保全業務共通仕様書の最新版に基づき、実施するものとする・・・」との記述がありますが、他のPFI先行事例と同様、適切な保守管理が行われることを前提として同共通仕様書に示された点検周期については仕様外（応募者の提案による）となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
113	要求水準書 (案)	質問	17	第3	3	(2)	ア(イ)	要求性能を維持できない・・・県と協議の上、その回復のために必要な補修・修繕を実施する。とありますが、機器の更新を含めて費用負担は事業者でしょうか、県でしょうか？	No.111をご参照下さい。
114	要求水準書 (案)	質問	18 ～ 19	第3	3	(3)		設備保守管理業務には、本事業での調達範囲外（国費調達分、移設品など）は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
115	要求水準書 (案)	質問	18 ～ 19	第3	3	(3)		「ア 共通事項」から次頁の「ヨ 昇降機設備」までの項目は、本事業で整備される設備と考えてよろしいでしょうか？その場合、「サ 構内情報通信網設備」とは、具体的にはどのようなものでしょうか？例えば庁舎内LANも含んでいるのでしょうか？	「ア」から「ヨ」までは本事業で整備する設備になります。詳細については、後日、有償頒布いたします設計図書を参照してください。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
116	要求水準書 (案)	質問	24	第3	5	(3)	I	千葉県におけるゴミの分別方法を具体的にご指示ください。	ゴミの分別種別については入札公告時に提示いたします。それに従い回収方法、ゴミステーションでの分別方法は事業者が提案してください。
117	要求水準書 (案)	質問	25	第3	5	(4)	A(I)	(イ) 廃棄物処理記録・・・ 記録内容について具体的にご指示ください。	分別したゴミに対してのそれぞれの分量を記録していただきます。
118	要求水準書 (案)	質問	26	第3	6	(1)		本事業により移植された植栽が業務対象となっているが、植栽の移植は事業範囲に含まれていますか。 植栽の移植が事業範囲であるならば、植栽の移植に関する業務内容及び要求水準等の資料を提示願います。	植栽の移植は、建築工事業務に含まれております。また、詳細については、後日、有償頒布いたします設計図書を参照してください。
119	要求水準書 (案)	質問	26	第3	6	(2)	I	設計図書に基づき新たに植栽した樹木には、移植した植栽も含むと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
120	要求水準書 (案)	質問	27	第4	1	(2)	A	「執務の遂行に支障とならないよう」とありますが、支障をきたすような「執務」の内容を具体的にお教えてください。	警備業務では、駐車整理が業務に含まれておりますが、警察車両の緊急出動等に支障を与えないこと、受付案内業務では、来庁者や内部職員の情報漏洩に注意することを想定しています。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
121	要求水準書 (案)	質問	27	第4	1	(4)	イ	「県からの要請があった場合の設定外の業務」につきましては、その業務に見合うサービス対価を合理的な方法で支払われると理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。金額や支払い方法については協議会等で協議し決定することとします。
122	要求水準書 (案)	質問	28	第4	1	(6)	イ(イ)	広報センターの消耗品等の調達についても事業者の負担になるのでしょうか。	事業者の負担となります。
123	要求水準書 (案)	質問	28	第4	1	(6)	イ(ウ)	「広報センター整備業務の廃棄物処理に係る費用については県が負担する。」と記載されておりますが、広報センター運営業務と解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
124	要求水準書 (案)	質問	28	第4	1	(6)	イ(ウ)	業務に伴い排出されるゴミ等は、事業者が責任を持って収集しゴミステーションまで運搬、集積し、廃棄物処理の費用も事業者負担となっておりますが、警備業務、受付案内業務、広報センター整備業務の廃棄物処理にかかわる費用は貴県が負担とありますが、まず、お示しの三つの業務については貴県が負担するという理由をご教示ください。また、費用負担が事業者と貴県に分かれるというのでありますから、収集、運搬、集積場所も明確に区別する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	独立採算業務については、事業者の負担、それ以外は県の負担としたためです。また、事業者負担分の廃棄物についてはご質問のとおり区分して収集、運搬、集積をしていただきます。
125	要求水準書 (案)	質問	30	第4	2			明確な犯意を持って警備員が防ぎきれずに侵入してきた侵入者によって、引き起こされた建物の損壊及び第三者を含む庁舎利用者の人的被害に対する責任の所在はどのように考えれば宜しいでしょうか。	S P Cの責めによらない場合は、県になりますが、詳細については、事業契約書(案)で明示します。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
126	要求水準書 (案)	質問	30	第4	2			駐車場については(1)一般車両は時間貸し(有料)でしょうか？ (2)駐車場の管理は業務内容に含まれて降りませんが必要ないでしょうか？	(1)の質問ですが、一般車両の駐車は無料を想定しております。(2)の質問ですが、駐車場の機器等の維持管理、警備は事業範囲に含まれております。また、入庁車両の確認、誘導及び駐車整理も事業範囲に含まれておりますが、地下駐車場の駐車整理は範囲外となります。
127	要求水準書 (案)	質問	30	第4	2	(3)		業務従事者の配置人数が、「計 名配置する。」というように記載されておりますが、ここでいう 名というのは ポストと言う意味でしょうか。 (従事者の休憩等により時間に空きが出ないように別の要員でカバーする必要があるか。)	お見込みのとおりポスト数です。
128	要求水準書 (案)	質問	30	第4	2	(3)		民間事業者の警備業務従事者に加え、警察官の立哨も行われるのでしょうか。	警備の関係上、位置は公表できませんが、警察官による立哨及び巡回警備は行います。
129	要求水準書 (案)	質問	30	第4	2	(3)		開庁日および閉庁日について具体的にご教示下さい。	要求水準書(案)(施設整備・維持管理・運営編)2ページをご参照してください。また、開庁日は閉庁日を除いた日となります。
130	要求水準書 (案)	質問	30	第4	2	(4)	り	庁舎周辺及び地下駐車場においては・・・定期的に流動警備を行うとともに・・・の項目において、(1)流動警備に要する時間は1回あたり何分程度掛かりますか？ (2)駐車整理とは具体的にどこを指すのでしょうか？	(1)の質問ですが、要求水準を満たしていれば問題ありません。(2)の質問ですが、駐車整理をしていただくのは庁舎周辺の屋外駐車場を対象としております。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
131	要求水準書 (案)	質問	30 、 31	第4	3、 4	(2)		受付案内業務、広報センター運営業務等の業務提供時間に記載されております「平日（閉庁日を除く）」について、想定している庁舎の稼働日数及び各運営業務の年間想定日数を教えてください。	NO.129をご参照下さい。
132	要求水準書 (案)	質問	30 ～ 32	第4	3、 4			「受付案内業務」と「広報センター運営業務」は統括（1つの業務と考えても）してもよろしいでしょうか？	要求水準を満たしていれば問題ありません。
133	要求水準書 (案)	質問	31 ～ 32	第4	4			広報センター運営に関しまして、来場者予測をお教えてください。または実績をお教えてください。	来場者予測は行っておりません。また、現庁舎には広報センターがありませんので来場者実績は提示できません。参考までに施設見学者の実績は年間約4000人程度です。
134	要求水準書 (案)	質問	31	第4	4	(3)		「業務提供時間中、受付に常時1名を配置する」とありますが、広報センターは午前8：30～午後5：15迄、昼休み等は無いのでしょうか。	昼休み等についても、業務を行っていただきますが、受付に常時1名配置すればよく、昼休み等を制限するものではありません。
135	要求水準書 (案)	質問	31 ～ 32	第4	4	(4)		広報センターの運営業務におきまして、次の記述のアンダーライン部分の作成・調達は事業者で行うのですか。 また、作成等に必要の費用はPFI入札価格に含めるのでしょうか。 ア 広報センターの運営 (工)広報センター案内用のパンフレットを作成し、在庫管理、補充を行う。 (キ)～活用できるように、ビデオテープ、DVD、CD-R等で提出する。 イ 見学者案内 (イ)見学者に対して、案内用のパンフレット・チラシ、見学者記念用ステッカーシール等を作成して、配布する。	お見込みのとおり事業者にて用意していただきます。また、それに係る費用は入札価格に含めていただきます。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
136	要求水準書 (案)	質問	31 ~ 32	第4	4	(4)	ア (I)(*) 、1(I)	パンフレット、ステッカー、映像、パソコンソフトについて、具体的な内容をご教示ください。また、それらの製作にかかる費用は事業者の負担でしょうか。それらのデザイン及び内容作成については事業者が行うのでしょうか。	広報センター及び見学者案内の企画についても本業務に含まれますので、要求水準にて作成を求めているものについては事業者の負担でデザイン及び内容作成も含めて作成してください。
137	要求水準書 (案)	質問	32	第4	4	(4)	イ(ア)	施設の見学案内(1コース90分程度)は、コースの最初から最後まで案内で付き添う必要があるのでしょうか。また、一日あたりに想定される見学者は何組でしょうか。	見学者案内については最初から最後まで付き添っていただきます。想定見学者数については、見学者が訪れる日数のみ想定しており、年間50日と想定しております。
138	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5			本業務運営にかかる水光熱費は県の負担であると考えてもよろしいでしょうか。	独立採算については、事業者の負担となります。
139	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(2)	ア	別途定める設備、備品及び調理機器等を事業者が無償で貸し付けるとありますが、この中に食器等が含まれると考えてよろしいでしょうか？ また厨房機器の修理・補修の費用は事業者負担でしょうか？	什器等については含まれておりません。また、厨房機器の修理・補修についてはお見込みのとおり事業者負担となります。
140	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(2)	イ	サービスの提供に必要なその他の備品、調理器具、什器については事業者負担とありますが、上記のイには設備、備品及び調理機器は無償で貸し付けるとありますが、具体的にどの部分までが事業者で用意しなければならないか、詳細を教えてください。また調理器具の明細など事業者の要望する機器を用意していただけたらと考えてよろしいでしょうか？	建設工事業務で整備され、県が事業者は無償で貸し付ける内容は後日、有償頒布する設計図書をご参照ください。 なお、内容は例示であり、事業提案の範囲内です。従いまして、例示した以外の調理器具、什器は独立採算部分とします。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
141	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(2)	ア	福利厚生諸室運営業務について 「土地、施設又は別途定める設備・・・・・・」とありますが、「又は」の意味は施設か設備のどちらかという意味でしょうか。「及び」ということではありませんか。 また、「別途定める設備、備品及び調理機器等」について、具体的にご教示ください。	ご質問のとおり「及び」です。また、「別途定める設備、備品及び調理機器等」は後日有償頒布いたします設計図書に記載されております。
142	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(2)	オ	福利厚生諸室運営業務の独立採算事業を行なう、諸室の内装工事、設備工事の費用負担は事業者が負うとの理解で宜しいでしょうか。	事業者負担となる範囲については、後日、設計図書を有償頒布致しますのでそちらを参照ください。
143	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(3)		食堂・喫茶室運営業務に関しまして、利用者予測はございますでしょうか。また庁舎従業員数及び男女比率をお教えてください。	利用者予測は行っておりません。また、職員数については要求水準書(案)(施設整備・維持管理・運営編)2ページをご参照ください。 庁舎内男女比率に関しては、統計をとっていませんので回答することはできません。
144	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(3)		当該施設の配膳方法はセルフサービスを想定してよろしいでしょうか。	配膳方法については事業者の提案といたします。
145	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(3)	ア	食堂94席以上となっておりますが、最大の席数の制限はありますか？	最大席数制限はありません。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
146	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(3)	イ	食堂・喫茶の運営時間ですが、開庁日以外の営業は原則的に考えなくてよろしいのでしょうか？逆に事業者の判断で営業しても許可されるのでしょうか？	原則として開庁日のみの営業を想定しています。
147	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(3)	イ	食堂・喫茶の運営時間ですが、提示された時間以外の営業はあるのでしょうか？開庁日以外は原則的に休みとよろしいのでしょうか？逆に事業者の判断で営業しても許可されるのでしょうか？	業務提供は原則として開庁日のみを想定しています。また、業務提供時間については県にて想定している時間ですので、提示された時間を含んでいれば変更しても問題ありませんが、県との協議が必要となります。
148	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(3)	ウ	10Fの食堂、喫茶室の利用は職員だけに限られ、見学者を含めて来館者の利用は認めないとの理解で宜しいでしょうか。また本施設の職員数をご教示ください。	基本的に10Fの食堂・喫茶室については内部職員の利用が主となりますが来庁した警察職員等の利用も考慮に入れております。
149	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(3)	イ	サービスの形態の部分でケータリングなどは考えられるのでしょうか？（会議室への仕出し弁当の配達など）また量は県と協議してとありますが、メニュー毎の数量が提示されるのでしょうか？またそれが提示される時期はいつごろになるのでしょうか？	ケータリング等については考慮していただいて結構です。また、協議事項については、指標を入札公告時に公表できるよう現在検討を進めております。
150	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(3)	イ	協議事項となっている項目については、提案として求めるのでしょうか。あるいは提案書提出までのいずれかの段階で金額（案）の提示がなされると判断してよろしいでしょうか。売店、クリーニング、その他業務についても同様でしょうか。	協議事項については、指標を入札公告時に公表できるよう現在検討を進めております。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
151	要求水準書 (案)	質問	33	第4	5	(3)	I	サービス形態、飲食物の種類、量、販売価格等は事業者と県が協議して決める。とありますが、提案した内容を事業者決定後、県と協議して最終的に決めるという意味ですか。(売店も同様)また、現在昼食時、弁当を大半の人が利用しているようですが、新庁舎にも弁当業者が入って来るのですか。	ご質問のとおりです。 また、食堂等の営業時間内には、弁当業者等について入れない予定で検討しています。 ただし、営業時間外(閉庁日等)については、この限りではありません。
152	要求水準書 (案)	質問	33 ~ 34	第4	5	(4)	ウ	物品の販売の中に飲食物は含まれるのでしょうか?	含まれます。
153	要求水準書 (案)	質問	34	第4	5	(6)		自動販売機の電気代は事業者負担となりますか?この場合は電気メーター等の設置をお願いします。	自動販売機の電気代は事業者負担となります。 また、電気メーターについては初期整備のみ行い、更新などの維持管理に関しては事業者負担となります。
154	要求水準書 (案)	質問	35	第4	6	(1)		県を中心拠点に相応しい県庁舎エリアの「憩い」のスペースとして、来庁者に対して軽食、飲物等の提供を行う。とありますが、現状どの程度の来庁者があるのですか。	現在の来庁者は1日約300人です。
155	要求水準書 (案)	質問	35	第4	6	(2)	イ	サービスの提供に必要なその他調理機、備品、調理器具、什器については事業所負担とありますが、上記のAには別途定める設備は無償で貸し付けるとあります。この設備の具体的な内容を、詳細を教えてくださいませんか?	No.140をご参照下さい。

No	資料名	質問・意見	頁	大	中	小	他	質問等	回答
156	要求水準書 (案)	質問	35	第4	6	(2)	ア	喫茶店運営業務について 「土地、施設又は別途定める設備・・・・・・」とありますが、「又は」の意味は施設か設備のどちらかという意味でしょうか。「及び」ということではありませんか。 また、「別途定める設備、備品及び調理機器等」について、具体的にご教示ください。	No.141をご参照下さい。
157	VE提案要領 (案)	質問	3	第6				VE提案の審査結果通予定及び入札予定日のスケジュールから、提出期限付の「VE提案辞退届」の提出のプロセスを省くことをご検討いただけないでしょうか。応募者側としても選定委員会においてご審査いただいたVE提案については提案に組み入れるべきものと考えますが、提案を仕上げていく過程において提案しないほうが望ましいという判断がでてくる可能性も否定できません。本項の記述から入札前に「VE提案辞退届」を提出しなければならないと理解されますが、このプロセスの省略もしくは、入札時に事前の審査では採用いただけたけれども、実際には提案に至らなかったVE提案を入札書類に添付して報告すること等の方法をご検討いただけないでしょうか。	「VE提案辞退届」の提出期限は事業提案書の提出前までとします。
158	VE提案要領 (案)	意見	4	第10				SPCに帰責性がない事由の場合に実施不可能になる場合の費用増大リスクをSPC側が負担するのは再検討いただけないでしょうか。また、どのような具体的状況を想定されているのかご教示いただけないでしょうか。	要望事項として承ります。 なお、SPCに帰責性がない事由の場合に実施不可能になる具体的状況としては、法令改正等により実施不可能となること想定しています。